

# 米谷出張所だより

〈令和4年2月21日〉

米谷出張所は、岩手県境から分流施設上流までの北上川を管理しています。  
ここでは、出張所管内での様々な活動をお知らせいたします。

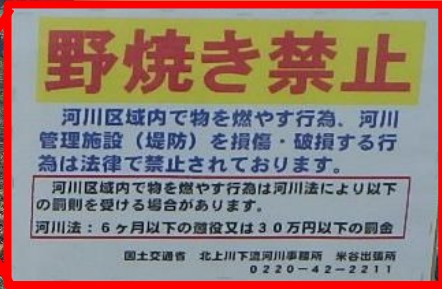


## 不法投棄・野焼きは、いけません！



米谷出張所管内では、昨年度27件、今年度（2月21日現在）18件と不法投棄が後を絶ちません。また、河川敷での野焼きにより、植生が一部焼失する被害がありました。河川区域内での不法投棄や野焼きは、河川法で禁止されており、野焼きの場合『6ヵ月以下の懲役または30万円以下の罰金』が課せられる可能性があります。

不法投棄や野焼きの発生箇所への禁止看板設置や日々の巡視により監視しています。投棄している人、投棄されている物、野焼きをしている所を目撃したら、米谷出張所へご連絡をお願いいたします。



設置中の看板

### もしも堤防等で不法投棄や野焼きの現場を発見した時には…



下の写真のように河川堤防に設置されている『北上川〇岸〇〇.〇km』と表記された看板は、河川距離標と言い、北上川の河口からその地点までの距離を表しています。

**河川距離標の利用例** 災害や事故が起きたときに場所を伝えるのに利用しています。投棄している人や投棄された物、野焼きの現場を目撃した時に、河川距離標を参考にご連絡をいただくと、伝わりやすいです。

川の流れ

河川距離標

【写真】  
北上川  
左岸 35.8km地点  
を指しています。



こちらが河川距離標です。



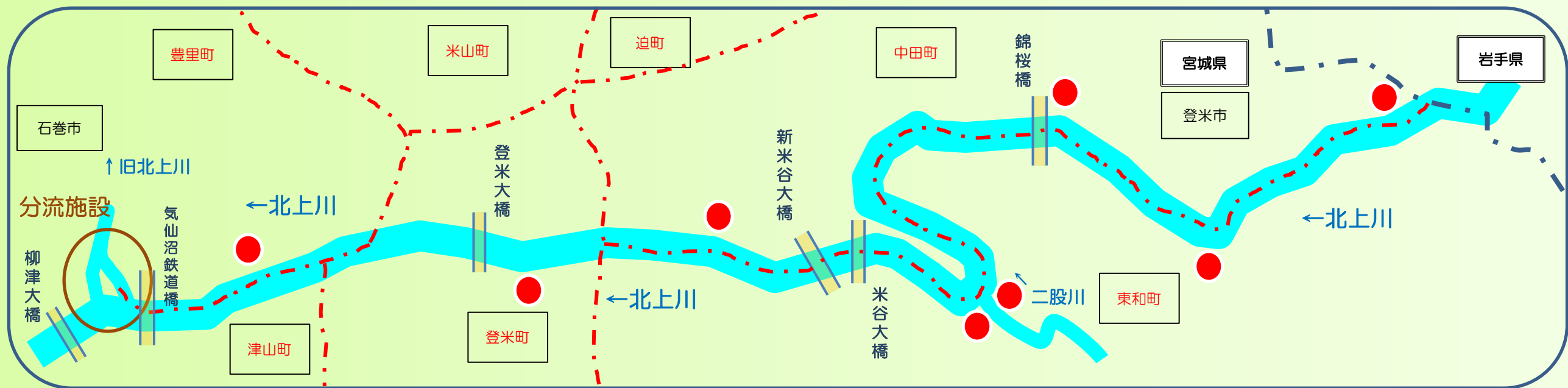
### 川の右岸、左岸とは？

河川の上流から下流に向かって、左側を左岸、右側を右岸と呼んでいます。





# 米谷出張所管内不法投棄重点巡視箇所



過去に多数の不法投棄が確認された箇所は、重点的に巡視確認を実施しています。



アウト~~~~ッ!

**家庭ゴミ、家電ゴミ**



**廃車機械ゴミ (バンパー等)**

こんな物まで?!

**農業廃棄ゴミ (稻杭等)**



## 河川へのゴミの投棄は違法行為です!

【罰則規定】

- ★河川法では、3ヶ月以下の懲役または20万円以下の罰金  
(野焼きの場合は、6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金)
- ★廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、またはその両方

<河川への不法投棄を発見したらご連絡ください>

北上川下流河川事務所 米谷出張所

電話：0220-42-2211

【担当区間】

北上川(岩手県境～分流施設上流)と二股川の一部区間

※河川を利用した際に出たゴミは持ち帰り、決められた集積所へ分別して出しましょう。みなさまのご協力をお願いいたします。

